香芝市告示第194号

令和7年度国民健康保険料納税(付)通知書兼特別徴収開始(停止)通知書 又は令和7年度国民健康保険料納付(変更)通知書を郵送すべきところ、その 送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、国民健康保険法(昭和32 年法律第192号)第78条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律 第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、当市健康福祉部国保医療課で保管し、送達を受けるべき 者から交付の申出があればいつでも交付する。

また、国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2 第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類 の送達があったものとみなす。

令和7年9月29日

香芝市長 三 橋 和 史

送達を受けるべき者 略